

## 笠間市議会教育福祉委員会記録

令和6年2月29日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林田 美代子 君
〃	村上 寿之 君
〃	大貫 千尋 君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

教育部長	堀江 正勝 君
市立病院事務局長	木村 成治 君
保健福祉部長	下条 かをる 君
福祉事務所長	堀内 信彦 君
笠間公民館長	横田 繁稔 君
友部公民館長	木村 幸広 君
岩間公民館長	小松崎 慎治 君
笠間公民館主査	綱川 典昭 君
笠間公民館主査	村田 要 君
笠間図書館長	小谷 佐智子 君
友部図書館長	加藤 忠 君
岩間図書館長	菅谷 勉 君
学務課長	稲田 和幸 君
指導室長	持丸 正美 君
学務課長補佐	仁平 秀明 君
学務課G長	中澤 信二 君
学務課G長	河原井 浩典 君
学務課G長	川野邊 祐子 君

おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室長補佐	豊 田 修 司 君
おいしい給食推進室主査	高 松 慎 一 君
おいしい給食推進室主査	川 嶋 進 君
生涯学習課長	松 本 浩 行 君
生涯学習課長補佐	山 本 明 子 君
文化振興室長	柴 田 裕 実 君
生涯学習課 G 長	谷 中 勝 典 君
生涯学習課主査	安 齋 岳 美 君
生涯学習課主査	竹 江 美佐夫 君
経営管理課長	齋 藤 直 樹 君
経営管理課主査	橋 本 太 郎 君
社会福祉課長	瀬 谷 昌 巳 君
社会福祉課長補佐	高 松 繁 樹 君
社会福祉課 G 長	角 田 康 博 君
社会福祉課 G 長	青 木 美穂子 君
社会福祉課 G 長	伊勢山 知 孝 君
子ども福祉課長	根 本 由 美 君
子ども福祉課長補佐	宮 本 隆 君
ともべ保育所長	後 藤 尚 美 君
くるす保育所長	高 野 有 紀 君
子ども福祉課 G 長	安 齋 由 香 君
子ども福祉課 G 長	佐 山 明 君
高齢福祉課長	金 木 和 子 君
高齢福祉課長補佐	伊 藤 浩 君
高齢福祉課 G 長	増 渕 由美子 君
高齢福祉課 G 長	金久保 純 子 君
こども育成支援センター長補佐	中 庭 裕美子 君
総合支援コーディネーター	内 田 幸 枝 君
こども育成支援センター主査	矢 野 郁 子 君
保険年金課長	町 田 健 一 君
保険年金課長補佐	豊 田 信 雄 君
保険年金課 G 長	長谷川 修 君
保険年金課 G 長	飯 田 弘 子 君
保険年金課 G 長	久 保 美智代 君

健康医療政策課長	山本哲也君
健康医療政策課長補佐	町田富士子君
健康医療政策課主査	浦井義朗君
健康医療政策課主査	柴山恵君
健康医療政策課主査	木村君枝君
感染症対策室長	佐伯優子君
健康医療政策課主査	桑嶋裕美君

---

#### 出席議会事務局職員

係 長 上馬健介

---

#### 議 事 日 程

令和6年2月29日（木曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
- ・議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

(2) その他

---

午前10時00分開会

○坂本委員長 それでは、皆様おはようございます。

教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より上馬係長が出席しておりますので、本日の会議の記録は上馬係長にお願いします。

---

○坂本委員長 これより議事に入りますが、本日の案件は、今期定例会において当委員会

に付託になりました令和5年度各会計補正予算の審査であります。また、審査の結果につきましては、午後2時からの本会議において委員長報告後、質疑、討論、採決が予定されておりますので、円滑な審議に御協力をお願いいたします。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは初めに、教育委員会公民館が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、公民館所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書23ページを御覧ください。

歳入予算になります。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入でございます。

2節雑入のうち、11行目から14行目につきましては、各種講座参加者負担金や市民体育館分として収入されます電気使用料におきまして、確定を見込みましての雑収入の減額でございます。

続きまして、48ページの最下段を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費でございます。

歳出の1節報酬から、次の49ページになります7番目の18節負担金補助及び交付金までにつきましては、公民館3館の施設管理や各種事業など運営におきまして、本年度事業費の確定を見込みましての減額が主なものでございます。

続いて、5段目の12節委託料のうち、3行目の立木伐採委託料13万9,000円の増につきましては、笠間公民館の敷地にあります樹木のイロハモミジ2本におきまして、特定外来生物の被害を受け、その被害の拡大を防止するため、早急に伐採処分をする必要があることから委託料を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 そんな、あんまり大した質問じゃないのだけれども、特定外来種って何ですか。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 カミキリムシでございまして、ツヤハダゴマダラカミキリという幼虫でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それを結局、殺虫剤か何かで消毒するなんていう作業はできないものなのでしょいかね。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 実は樹木の中に幼虫が入っておりまして、その幼虫がふ化する4月までに伐採処分をまずして、根切りも全部しまして、焼却処分か、もう全てその幼虫をなくさないとはほかに影響を受けるということで、今回の補正予算で至急ということで計上しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局この2本でしたっけ、2本以外にも、きっと木はあると思うのですが、どこにも、そういうカミキリの被害なんて考えられると思うのですが、そうならないように、結局、殺虫剤を振ることによって、こんなにお金かからないとは思いますが、そういう何ていうの、殺虫処理でカミキリの幼虫を駆除するというような方法というのは難しいのか、その辺をお聞きして終わりにします。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 殺虫剤の効果があまりないようで、中にどうしても入りまして、幼虫が中の樹木を食い荒らすといった形になりますので、どうしても伐採して焼却処分になるということになっております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 最後なのですけれども、ほかの木に入らないような対策なんていうのも考えていただけるとありがたいなと思うけれども、難しいのかな、やっぱりね。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 カミキリムシが好むといいますが、その樹木がある程度限定されていまして、ニラ属とかカツラ、トチノキ属とか、今回のイロハモミジとか、その樹種が限られておりますので、なかなか、それが困難な状況になっております。

○坂本委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

---

午前10時08分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、図書館所管分につきまして主なものを、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書49ページの最下段を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、補正額557万9,000円の減額は、10節需用費、光熱水費は支出額の見込みが立ったことに伴う減額、12節委託料は事業費確定による減額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 普通光熱費というのは、今、油が高くて値上がりしているのだけれども、減額というのはどういうことですか。

○坂本委員長 小谷館長。

○小谷笠間図書館長 こちらなのですが、464万6,000円の内訳は、笠間図書館では164万6,000円の減額、友部図書館では300万円の減額ということなのですが、友部図書館が10月から事務室の空調が壊れて使用できなくなってしまいました。12月補正で更新の工事請負費を取って、2月26日の入札にかけたところなのですが、空調が全然使えなかったことがちょっと大きい原因かと思われまます。

○坂本委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時12分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長稲田和幸君。

○稲田学務課長 学務課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）につきまして学務課所管の主な予算を御説明いたします。

初めに、18ページをお開きください。

歳入になります。

上段の表の目の3段目、18款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金128万6,000円の減は、額の確定によるものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

中段の7目教育費県補助金76万5,000円の減につきましても、額の確定によるものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

こちら中段の一番下にあります18目教育振興基金繰入金30万円の減も、額の確定によるものでございます。

続きまして、46ページをお開きください。

歳出になります。

歳出につきましても、額の確定による減額補正がほとんどでございますが、新たに増額

するものにつきまして御説明させていただきます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬48万円の増と8節旅費8万4,000円の増は、市内学校におけますいじめ重大事態に係る調査につきまして、いじめ調査委員会へ諮問しましたことから、調査及び再発防止等に係る答申について必要となる報酬と旅費を計上するものでございます。

続きまして、47ページをお開きください。

下段の9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1節報酬61万2,000円の増は、市内小学校、義務教育学校の5年生を対象に実施していますフッ化物洗口につきまして、各学校の歯科医師による助言、指導の日数が増えたことによる増額となっております。

続きまして、48ページをお開きください。

上段の3項中学校費、1目学校管理費、11節役務費20万円の増額は、電話料金の不足が見込まれることから増額するものでございます。

続きまして、中段の2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金16万6,000円の増は、部活動での関東大会や全国大会への出場が当初見込みより増えたため、増額するものでございます。

説明は以上です。

○坂本委員長 続いて、おいしい給食推進室長石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室の石井でございます。

おいしい給食推進室関係の補正予算について御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

歳出になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料36万3,000円は、友部第2小学校給食室の雨漏り修繕工事でございます。

50ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、10節需用費、修繕料85万6,000円は、笠間センターの排水処理施設微細目スクリーン修繕及びコンテナ扉修繕代でございます。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 46ページに、いじめ調査委員会の報酬とあるのですが、今、笠間市において、学校関係でこのいじめ問題というのは、どういう方向で進められておりますか。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田学務課長 そこにつきましては指導室長持丸から御説明いたします。

○坂本委員長 持丸室長。

○持丸指導室長 指導室長持丸です。よろしくお願いします。

市内において、いじめの対応については、委員会と学校とのやり取りを行っていますが、今回のように重大事態になった場合には、諮問委員会のほうを通して対応しているところ  
です。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 学校の先生で対応が、新任の女性の先生なんかの場合、難しいとは思  
うのだけれども、何かマニュアルを作って、自分が当人に直接注意できなくても、学校の中  
で校長先生も教頭先生も学年主任の先生もいるのだらうから、ネットワークづくりをきち  
んとやって、早期、幼少期に、植木じゃないけれども伸び枝を切ってあれば、要するに怖  
いのは義務教育の中でも、中学校あたりになってくるいじめになると、集団化したりいろ  
いろあるから、幼少期のうちから対応をきちんと、笠間市なら笠間市で、要するにいじめ  
対策のマニュアルを、要するに学務課も持っている、教職員、学校でも持っている、新任  
の先生が来れば、要するに研修会をやるとかという形、今、正直言って10人、茨城県で10  
人新しい先生が誕生しました。1年後にこの10人、何人残っているか知っている。

○坂本委員長 今の質問ですか。

○大貫千尋委員 そうだよ。認識の確認をしている。

○坂本委員長 持丸室長。

○持丸指導室長 約4割ぐらいが辞めるということに、今なっています。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そういう状況なのです。子どもの頃から一生懸命、英才教育を受けて四  
大を卒業して、それで教員の資格を取って、公務員試験を受けて、10人のうち3人から4  
人辞めちゃうよと。それ、そういう、何というか、正直言って、年代的に日本人が弱くな  
ったのですよ。たくましが欠けているのです。だから、結局幼少期、幼少期というのは  
小学校1年生とか、2年生とか、3年生の段階で担任を受け持つ人というのは、就職して  
2年目あたりの先生がなっていくのだよね。だから非常に弱いのです、指導力が。それ  
に対して、時世に対して、結局、市として、国はこうだ、県はこうだというけれども、市  
独りでも何かの考えを持って対応していかないと、これ、じょうずに育っていくと、要  
するに優秀な納税者になるのです。いいですか。納税者になる。ところが、やはり非行に  
走ったり、何ていうか、いじめをしても何でもないよという感覚で育った人、またいじめ  
られたこと、これ優良な納税者とか、健全な市民に育ってくれるかどうかというのは  
不安なわけです。すると、あなた方の、そこに座っているあなた方の仕事は、優秀な納  
税者を育てる立場なのです。そういう立場に立ったときに、子どもたちの育成の中でどの段

階でどういう注意をしていったらいいかということをしちんと、要するに把握して対応を考えていく。これ教育の問題だけは、国と県に任せては駄目です。成功事例は、全部その村とか町とか市が中心になってやっていったところです。最近テレビの中でもあったけれども、国の政策、県の政策、近隣の政策を全く度外視して、市として、全体予算の20%を教育に持って行くのだということで、通常出生率の場合でも、2名に近い出生率1.8幾つに、ここ20年の取組だと言ったよ。そういうことなんか考えてよ。お願いします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 やはり大貫議員と同じ、いじめ調査委員会の報酬の件でお聞きします。

まず、この48万円の結局補正を使うということに対してなのだけれども、これに対して使っても当然いいとは思うのですけれども、なぜこのようないじめ調査委員が調査したかという、この原因を、すみませんが教えていただきたいのですけれども、さっき、今回重要事態とか何とかなんていうような、何かそんな感じのお話ししましたけれども、そんなに重い案件なのか。それとも、どのようなことでこの調査委員会というのが調査をしたかというようなお話をちょっとしていただきたいのですけれども、お願いします。

○坂本委員長 ここで一度暫時休憩したいと思います。

もしかして、何か、なんていうか内容が個別の案件になってしまうときはあれなので、一応ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時25分休憩

---

午前10時31分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

ほかに質疑ございますでしょうか。

○大貫千尋委員 あれ答えているのかな。私の質問に対して、努力してくれるのか、してくれないのか、やる気がないのか。

○坂本委員長 では、大貫委員からの「今後いじめ等ができるだけ発生しないように、今後も努力を続けていただけるか」という質問に対しての答えを。

○大貫千尋委員 部長の答弁だよ、これは。

○坂本委員長 では、お願いします。

堀江部長。

○堀江教育部長 大貫委員が言うように、やはり幼少期からそういういじめの芽を潰していくというのは大変重要なことだと思います。私たちも、やはりそのいじめの早期発見や早期対応というのを心がけていますので、なるべくそのチーム、1人で抱えるのではなくて、若い先生が1人で抱えるのではなくて、チーム、学校あるいはチーム笠間で、そういった対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時33分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長松本浩行君。

○松本生涯学習課長 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、生涯学習課所管分は、まず歳入の補正でございます。

22ページを御覧ください。

一番上の表です。4目教育費寄附金の補正額30万円ですが、まず青少年育成費寄附金10万円は、笠間ライオンズクラブからの青少年育成事業を目的とした寄附金でございます。

次の地方創生応援税制寄附金（富田家住宅保存活用事業）の20万円は、セイコーマートを運営するセコマグループからの企業版ふるさと納税により、文化振興を目的とした寄附金で、今回、富田家住宅保存活用事業に充当するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

50ページを御覧ください。

一番上の表、2段目の6目青少年育成費の補正額10万円は、10節需用費の消耗品費で、歳入で説明いたしました笠間ライオンズクラブからの寄附金を財源に、高校生会のユニフォームを購入するものでございます。

次に、2番目の表の2目体育施設費の補正額13万3,000円は、18節負担金補助及び交付金の緊急工事費負担金で、指定管理者が管理する笠間武道館の故障したLED照明機器5

台の取替え工事費の一部で、工事費総額は33万2,200円の見積りでございますが、基本協定に定める協議により、このうち20万円は指定管理者が負担するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村副委員長。

○田村幸子委員 今、富田家住宅のお話が出たと思いますが、先日、何かシンポジウムをされたと思います。前に宿泊を伴うような動きがあるということでお伺いしましたが、そういった計画はどのようになっているのでしょうか。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 宿泊に関しましても、現状で宿泊できる状態にはあります。ただ、気候が気候ですので、あまり利用者のほうは現在のところございません。

○坂本委員長 田村副委員長。

○田村幸子委員 ありがとうございます。今後、なるべく多くの方に来ていただいて活用していくような方向で進めていかれるということだと思いますので、ぜひ貴重な体験ができるのではないかなと思いますし、また、先日も市長のところに牧野家の方がお見えになったということも、フェイスブックでちょっと見させていただきまして、そういった非常に歴史的なこともみんなで学ぶような機会が、市民もあるといいなと思いますので、また考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 ほかに。

大貫委員。

○大貫千尋委員 将来にわたって富田家の住宅の運営というものは、将来にわたって、私は、できれば市が管理するのじゃなくて、結局、市から持ち出しをしないで済むような運営方法を何か考えられないのですか。その方向性を聞きたいんだ。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 市としましても、あそこを運営していただけるような企業とかがいらっしゃれば、よく協議して、運営をやっていただきたいとは考えてはいますが、なかなか、何件か話はあるのですけれども、実際にその運営には至らないといったような状況ではございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 あそこの住宅はお金を払ったの。ただなの。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 寄附を頂いております。お金は払っておりません。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 駐車場なんかきちんと整備したのか。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 今回、砂利の駐車場ではあるのですがけれども、10台分整備させていただきました。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 あれは、寄附を受けてから、市の投資額というのは幾らぐらいになったの、駐車場の整備も含めて。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 工事費とか、あとお風呂とかトイレの整備をしましたので、約1,000万円程度かけております。

○大貫千尋委員 そのぐらいで済んでいればいいけれども。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時41分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事務局経営管理課が所管いたします、議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長齋藤直樹君。

○齋藤経営管理課長 市立病院齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明をさせていただきます。

タブレットの1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

まず、収入でございます。

1款病院事業収益から1,597万4,000円を減額し、総額を9億525万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

1款病院事業費用から1,168万7,000円を減額し、総額を10億194万8,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

まず、収入でございます。

1款資本的収入から185万2,000円を減額し、総額を3,134万1,000円とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

支出でございます。

1款資本的支出から211万3,000円を減額し、総額を5,433万1,000円とするものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他の医業収益989万9,000円の減は、休日夜間診療負担金の減額などによるものでございます。

2項医業外収益、2目他会計補助金505万5,000円の減額は、県立こども病院からの看護師派遣受入れにつきまして、4月からの予定でございましたが、9月から2月までになったことによります減額が主なものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

6目国県補助金90万8,000円の増は、茨城県医療機関福祉施設等物価高騰対策支援金の増額でございます。光熱水費などの物価高騰に対する県の補助金でございます。

9ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費676万4,000円の減は、地域医療センター笠間総合管理委託料などの減額でございます。入札により契約額が確定したことによる不用額の減額でございます。

6目研究研修費310万円の減は、医療的ケア看護師養成事業負担金の減額によるもので

ございます。収入の際に御説明いたしました県立こども病院からの看護師派遣受入れに伴うもので、実績見込額に基づきまして減額するものでございます。

11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

2項出資金、1日出資金105万2,000円の減は、超音波診断装置購入に伴う出資金の減額でございます。入札により契約額が確定したことによるものでございます。

12ページを御覧ください。

支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費204万2,000円の減は、超音波診断装置購入などに伴う不用額の減額によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 7ページ、収入の医業収益の中のその他の医業収益で、休日夜間診療負担金というのがかなり大きく減額されていると思うのですが、これはどうなのかということを教えてください。

○坂本委員長 斎藤課長。

○斎藤経営管理課長 こちらは減額ではあるのですが、日曜診療が、昨年度に比べてまして2倍ぐらいに逆に増えていまして、その分の収益が上がったので、逆にこちらというのは健康医療政策課からの委託でやっているものですから、費用というのは健康医療政策課から委託、頂けるのですが、逆に収入が増えたことによってもらわなくなったということなので、いいことでございます。

○鈴木宏治委員 そうということなのですね。分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 支出の件で、さっき言った研修の、何ていうの、研究研修費というやつで、9ページですね、9ページの医療的ケア看護師養成事業負担金という部分の件なのですが、これマイナスになっている件なのだけれども、こども病院から看護師をなんか派遣したということ、なので結局マイナス、これは幾らなのだ、310万円、本当だったら、こども病院から看護師を派遣しなければ、この分、違う看護師に払わなくてはならないところなのでしょ、ということとは違うのですか。その辺がちょっと意味が分からないので、教えていただきたいのです。

○坂本委員長 斎藤課長。

○斎藤経営管理課長　こちらは、医療的ケア児のほうは訪問看護というところの部署に配属するわけなのですが、訪問看護は現在、大人だけの患者を対象にやっているので、それを今度、子どもについてもやっというということで、研修ということで2年間来ていただいたのですが、本来ですと、その看護師が4月から3月までの1年間の予定だったので、県立こども病院のほうはどうしても忙しくて、看護師を派遣できないということで、9月から2月までになったということで、その分の差額を減額したということなので、研修の期間が短くなってしまったということなのです。

○坂本委員長　村上委員。

○村上寿之委員　結局、基本的には研修の期間が短くなっちゃったから、その分お金が浮いたという意味の理解なのね。ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○坂本委員長　暫時休憩します。

午前10時49分休憩

---

午前10時49分再開

○坂本委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

では、11時再開ということで、早いのですが休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前11時00分再開

○坂本委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします、議案第24号　令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、社会福祉課所管分につきまして、主なものを事項別明細書により御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

16ページをお開き願います。

一番下の表となります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、17ページをお開きください。4節生活保護費負担金6,044万9,000円は、生活保護費支出事業に係る国庫負担分の増額でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

下の表となります。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節障害福祉費負担金1,356万5,000円は、障害者自立支援給付事業に係る県負担分の増額でございます。

次に、歳出でございます。

31ページをお開き願います。

一番下の表となります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。32ページをお開きください。中ほどにあります18節負担金補助及び交付金、減額2,652万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援として、いわゆる非課税世帯に対する3万円給付において給付実績を踏まえたことによる減額するものです。

33ページをお開きください。

中ほどにあります2目障害者福祉費、19節扶助費5,426万3,000円は、障害者自立支援給付費が、利用件数の増加などに伴い不足額が生じることから増額するものでございます。

36ページをお開きください。

中ほどにあります3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費8,053万1,000円は、生活保護扶助費が、下半期の受給者数の伸び率なども踏まえまして金額を推計し、不足が生じる可能性もあることから増額するものでございます。

以上で説明を終わりにします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 36ページの生活保護費の8,000万円の件でお伺いします。生活保護者が最初に見込んだ人数より増えたから、結局この8,000万円の補正をするというようなことで、まず1点、理解してよろしいのですか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 実際の生活保護者数が増えたというわけではなくて、医療費、医療

費に係る扶助が大きく変わったということで、人数は変わらないのですけれども、高額医療にかかる人が増えた。今年度、インフルエンザ、そういったのもありまして、そういった部分の扶助であったり、それにかかる薬、そういったものとして医療扶助がかなりかかったということでの増額という感じです。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 こんな考え方して、ちょっとどうか分からないのですけれども、来年度なんていうのも、そんなインフルエンザだの薬だのというような感じで、こんなにまた補正になるなんていう可能性もあるのですか。今年に限ってなのですかね。こういうのってどうなのでしょう。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 実はその医療費に係る扶助費というのが、結構毎月の支払いなので、すけれども、かなり大きくずれたり、幅があるのですね。差がありまして、何て言うのですか、実際にどのぐらい、また来年度のこういったインフルエンザとかの状況、そういったものもあろうかとは思うのですけれども、そういった状況によって変わると。また今回、その高額医療にかかる人数が増えたというところもあって、そういった対象者の方が極端に増えると、そういった医療費の扶助が発生するというようなところになります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 今言った高額医療というのは、どういうやつを指しているのですか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 それでは、ちょっと内容のほうについては、ちょっと詳しく担当のほうから。

○坂本委員長 伊勢山グループ長。

○伊勢山社会福祉課長 伊勢山です。よろしく願いいたします。

今回の高額医療というところになるのですけれども、主にかかっているもの、例えば入院した場合です。かかってくるものになりますと、統合失調症とかそういった病気にかかったときにかかる費用、中にはその方で、これは主な病気が統合失調症という病気であって、ほかにもいろいろ付随している病気があります。そのトップファイブではないのですけれども、そういった病名の中でかかっている、200万円ぐらいかかっている方の中には統合失調症という病名を発症している主の病気である方が多くいらっしゃいます。人数で言いますと、150万円から200万円の間にいる方というのが6人いらっしゃいまして、うち3名の方が統合失調症という病名が主の病気となっている方になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 本当にすごいですよね。この8,000万円も補正でかかっちゃうなんていうのはほかで考えられないので、ちょっと質問させてもらったのですけれども。何て言っているのですかね。本当にこれはすごいとしか言いようがないのですが、認めますけれど

も、これをなるべくこんなにかからないようにするというのは、現実難しいということなので、それだけで。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 どうしてもその医療、必要なものでございますので、その分はどうしても発生するものだと思います。ただ、今回あくまでも今までの推計を見ながら、今年度の伸び率を見ながら、今回不足が生じないようにというような意味合いで増額を補正しておりますので、この8,000万円が全部使われるというような認識ではないということをお願いいたします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 こういう民生費というのは、1人の患者に対して幾らかかりますよという中で、国の負担、県の負担、市の負担というのの割合というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 生活保護の部分に関しますと、国の負担が4分の3です。その差額、4分の1が市の負担となります。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 国と市という分け方ですね。今現在、笠間市全体で生活保護家庭というのは、どのぐらいあるのですかね。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 令和6年の1月末現在の数字で申し上げますと、世帯数は710世帯で対象人数が857名でございます。毎年微増傾向ではございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうすると、100分の1、1%を超えている状況なのかな。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 そうですね。パーセンテージとすると1.2ぐらいになるかと思えます。1.17です。1.17%です。笠間市の人口に対して。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうすると、18歳未満の未成年というのは何人いるの、笠間市では。大体。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 令和5年度9月1日現在で、18歳未満の方は46名、世帯数にすると30世帯でございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 こういうものに対しての、なるべくこういう人を少なくしようという努

力というのはあるのかな、市として。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 あくまでも生活保護というのは、生活に困窮した方への支援というような形で、ただそれと同時に、自立に向けた支援というのも当然ありまして、就労というか働ける方ですね、働ける方については就労支援をしてということで、自立に向けて、そして生活保護から抜け出すというような、そういうような支援を併せて行っているというような形になります。

○坂本委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 33ページの2障害者福祉費の中の障害者自立支援給付費なのですが、これも、年度内での補正については結構な金額にやっばりなっていて、実際に、笠間市の場合には友部特別支援と東特別支援もあったり、福祉のまちという形の印象もあるから、これ流入者も増えていたりとか、障害者自体が増えて急にこんなに増えているということなのではないかな。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 そういった障害者の方が特別増えたというわけではなくて、今回の補正に関しましては、放課後デイサービスの利用が増えたということです。あと重度障害をお持ちの方の常時自宅での介護とか、そういった部分に関してのヘルパーとか、そういった部分の利用も増えたというような形で今回増額すると。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 放課後デイサービスの事業所自体も今増えていると思うのですが、笠間市は今どのくらいあるのですかね。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 笠間市内では14か所。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 今後も多分、まだ障害児が増えていくという形で、文部科学省のほうも統計データ出ていると思うので、ここまでの補正金額というか、もともとの当初見込みとこののを、もう少しうまく盛り込んでいただければいいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時16分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第8号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 子ども福祉課根本です。よろしくお願いいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第8号)の子ども福祉課所管分について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

17ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金22万3,000円と、19ページをお開き願いまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金22万3,000円は、来年度から児童クラブの利用者が増加する施設の備品を購入する費用に対して、国と県の補助金を収入するものでございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

35ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の補正額1,170万円の減は、在宅育児応援事業が440万円の減、在宅子育てサポート事業が750万円の減で、減額の理由は、支給対象者の実績見合いにより不用額を減するものでございます。在宅育児応援事業は、妊娠出産に伴い離職または休業し、在宅で育児を行っている方で、なおかつ雇用保険の適用がなく、育児休業給付金などの社会保障を受けていない方への経済的支援を行う事業で、当初対象者60人のところ、現在の支給決定者は20人でございます。在宅子育てサポート事業は、物価高騰の中、保育所などを利用せず、在宅で子育てをしている保護者に対して経済的支援を行う「新型コロナ対応臨時交付金」を活用した事業で、対象者723人のところ、現在の支給決定者は669人でございます。

続きまして、36ページを御覧願います。

3目保育所費補正額2,907万9,000円の減は、公立保育所の保育士である会計年度任用職員の人件費分について、保育士は、利用児童数に応じて、国の基準に基づき配置しておりますが、当初予定していた児童数に対して利用児童数が下回ったことや、加配保育士を必要とする障害児が当初予定より少なかったことから、実績見合いにより減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今現在、笠間市のやっているやり方と、ある子育て支援をやっている市は出産費用、あとは保育費用、全部、医療も無償化にしている、人口4万ぐらいの。それで出生率が1.89になる。子どもが増えているのです。小学校が足りなくて増築したりもしているみたいなのですけれども、そういうふうにした場合、市の今現在のやっているやり方に対して、どのぐらいお金が必要なるか概算出ているかな。出ないか。出なければ後でいいですよ。

○坂本委員長 根本課長。

○根本子ども福祉課長 保育料だけの場合は、無料にした場合。

○大貫千尋委員 だから、よくあれしてよ。要するに出産費、本人負担ゼロ。あとは保育。入るでしょ、保育所。これも無料。なおかつ医療費も無料。子育て支援で過去20年にわたってやっているのです、それを。それインターネットで調べると分かると思うんだ、NHKの番組でやっているから。それで結局、近隣から移住する人がいたり、Uターンで東京から帰ってきたりした形の中で人口減が止まって、なおかつ子どもの数が増えている。だから、小学校をどうする。学級が増えちゃって、プレハブで増築して、そういう羨ましいところがあって、全体の予算、市が、町の予算があるのだけれども、予算の20%をそれに使っています。子育て支援、全体予算の20%。ほかのものは削る、ほかのものは削るしながらも、それだけはこの20年間維持して、代々、もう3代、4代に市長は代わっているのだけれども、でも、その思想は今でも受け継がれているという状況なのです。そうした場合、笠間市では、そうしたとき幾らぐらいかかっちゃうからちょっと無理だねとかという数字、後で研究して出してみてもよ。勉強になるのだから。お願いします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 5 分休憩

---

午前 1 1 時 2 8 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、高齢福祉課所管分の主なものについて、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

16ページを御覧願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節高齢者福祉費負担金、老人施設入所措置費個人負担金35万円の減額は、入所措置を必要とする方が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、17ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、5節高齢者福祉費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金773万円の減額は、介護サービス事業所に対する防災改修等支援補助金について、事業所の申請取下げにより減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

34ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、18節負担金補助及び交付金1,607万4,000円の減額のうち、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金773万円の減額は、補助金を活用し、防災対策としてガス式の非常用自家発電機の購入を予定した事業者から、ランニングコストとしてガス代がかかることを失念したとの理由により、補助金申請の取下げがあったことにより減額するものでございます。ガス式の発電機にガス代がかかるのは当然のこととございまして、今後このような取下げがないよう、受付の段階で十分に確認や助言を行ってまいります。

次に、その下の行、敬老会実行委員会交付金759万4,000円の減額は、地域による敬老祝賀会の開催実績によるものでございます。

次に、19節扶助費、老人施設入所措置費1,160万円の減額は、生活環境や経済的理由により、居宅の生活が困難な方を養護老人ホームに入所させるための措置費用について、死亡や介護サービスへの切替えなどによる入所者の減少に伴い減額するものでございます。

以上で議案第24号の高齢福祉課所管分の説明を終わります。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 敬老会の実行委員会の交付金の件でなのですからけれども、これ何ページだっけ、34ページなのですからけれども、759万4,000円の減になっているのだけれども、何でこんな減になっちゃったという理由を、もう一回ちょっと具体的に教えてもらっていいですか。その理由は何かといったら、あちこちで敬老会のいろいろなイベントをやっている人で、市からの助成がなくなっちゃっているのだけれども、どうにかならないのかよなんていう話があるので、そのような件もちょっと含めた中でどうかなというふうに、ちょっとお答えをお願いします。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 地域による敬老祝賀会は、年度当初調査をしましたところ、62か所の実行委員会が開催を予定していたのですが、今年度、ちょうど9月の頃は猛暑とかコロナとかの影響で、実施を見合せた団体が多くございまして、実際に実施された事業所は39団体となりました。それらのことにより減額、実績に伴う減額となったものでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そうしますと、39団体がやらなかったんだっけ、やったんだっけ。やった。39団体しかやらなかったと。残り23団体、62から39引くと23、23団体に対しては、もう何もやらないで終わっちゃったの。結局敬老会をやらなかったから、予算はつけたけれども、結局その団体には何もやらないちゃったということなのですか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 せっかく予算立てたのだから、記念品か何かぐらいはやったらいいのじゃないのって思うのだけれども、そういうことは考えなかったのですか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 記念品につきましては、節目年齢の記念品を、祝賀会をやったところもやらないところも関係なくお配りしておりますので、こちらの補助金につきましては、

あくまでも実行委員会が祝賀会を開催するための補助ということでのお金になりますので、また別に記念品は用意してございます。

○村上寿之委員 分かった、分かった。はい、ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今の説明ではいいのだけれども、内容がちょっと以前と比べると変わっちゃったのだよね。というのは、非常にうちのほうでは市長の評判が悪い。市長の評判が悪い理由は、出席者に対しての費用弁償というか、2,000円とか2,500円とかという負担は認めるのだけれども、出席しないで、たまたま各地域で開催したとするでしょう。開催したときに出席しない人の分については、市のほうで費用負担を認めないというやり方になってしまったのだよね。だから、何でそういうふうなけちったことを始めたのか、その理由をお聞きかせください。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 記念品につきましては、申し訳ございません。全員に、これまでは。

○大貫千尋委員 それは分かった。分かっている。敬老会を、その地域でやったときの出席した人、しない人の差別を何でするようになっちゃったのと言っている。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

---

午前11時45分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。

田村副委員長。

○田村幸子委員 34ページのところで、この認知症高齢者グループホームなど防災改修などの支援事業補助金のマイナス773万円なのですが、すみません、もう一度詳しく教えていただけますでしょうか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 こちら、事業所が防災の対策として、ガス式の自家発電機を購入しようとしていたのですが、購入した後ガス代がかかる、コストがかかるということまで考えていなかったということで取下げの申請があったので、今回減額させていただいたものでございます。

○田村幸子委員 そこは、1件だけですよね。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 今回1件だけでございます。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算が、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ611万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ80億6,576万円とするものでございます。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございまして、

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金147万円の減額と、2項国庫補助金、1目調整交付金15万7,000円の減額と、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金198万4,000円の減額と、7ページを御覧いただきまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金91万9,000円の減額と、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金91万9,000円の減額につきましては、歳出におきまして、介護給付費を減額することに伴い、それぞれの法定負担割合に応じ減額するものでございます。

次に、6ページにお戻り願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金19万4,000円の減額と、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金26万2,000円の増額と、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金12万1,000円の増額、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金12万1,000円の増額は、歳出におきまして、総合事業費を増額することに伴い、それぞれの法定負担割合に応じ、増額するものでございます。

次に、歳出でございまして、

9 ページを御覧願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、8 目居宅介護住宅改修費、18 節負担金補助及び交付金、居宅介護住宅改修費負担金700万円の減額と、2 項介護予防サービス等諸費、6 目介護予防住宅改修費、18 節負担金補助及び交付金、介護予防住宅改修費負担金200万円の減額は、要介護、要支援認定者が住宅で安全に生活を送るための住宅改修について、申請者が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

続きまして、7 目介護予防サービス計画給付費160万円の増額は、介護予防ケアプランの作成件数の増加によるものでございます。

次に、10 ページをお開き願います。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、12 節委託料、触れ合いサポート事業委託料15万7,000円の増額は、社協に委託し、実施している調理や清掃などの生活支援の利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、18 節負担金補助及び交付金、通所介護相当サービス負担金82万円の増額は、指定介護予防サービス事業所が提供するデイサービスの利用者が増加したことによるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 1 分休憩

---

午前 1 1 時 5 3 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども育成支援センターが所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども育成支援センター長補佐中庭裕美子君。

○中庭こども育成支援センター長補佐 こども育成支援センター中庭です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、こども育成支援センター所管分について御説明申し上げます。

歳出につきまして、事項別明細書にて説明を申し上げます。

33ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費、1節報酬200万円の減及び3節職員手当等28万円の減、7節報償費8万7,000円の減につきましては、会計年度任用職員に関する支出見込額が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、12節委託料の66万円の減につきましては、情報共有システム構築完了に伴い不用額を減額するものでございます。

次に、17節備品購入費の5万6,000円は、教材資料等を整理するロッカーを購入するための費用を増額要求するものでございます。

以上、こども育成支援センター所管分となります。御審議のほどお願いします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午前11時56分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第8号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課町田です。よろしくお願いいたします。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第8号)、保険年金課所管分について御説明いたします。

初めに、歳入につきまして、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

16ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金217万9,000円の減は、交付申請に伴い保険基盤安定事業費負担金保険者支援分の221万4,000円の減額が主なものとなります。

次に、18ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉負担金583万8,000円の減は、国庫負担金と同様に交付申請に伴い保険基盤安定事業負担金の保険税軽減分552万6,000円と保険者支援分110万7,000円の減額が主なものとなります。

次に、19ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節医療福祉費補助金1,113万円の増は、医療福祉、いわゆるマル福の増額見込みに伴い県補助額分を増額するものです。

次に、12ページを御覧願います。

21款諸収入、4項5目2節雑入のうち、ページを返していただきまして、23ページとなります。上から3段目の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,845万4,000円の増額は、令和4年度療養給付費負担金確定に伴う精算金となります。

次に、その一つ下、後期高齢者健康診査委託金1,714万5,000円と、その一つ下、後期高齢者医療制度特別対策補助金1万9,000円の増額は、特別会計から予算組替えにより計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

31ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを返していただきまして、32ページとなります。27節繰出金1,660万2,000円の減のうち、保険年金課所管分は、一般会計繰出金の確定見込みに伴い国民健康保険特別会計繰出金1,420万4,000円を減額するものです。

内容といたしましては、保険基盤安定繰出金の保険税軽減分を748万円、保険者支援分を442万8,000円、そのほか、出産者見込み人数減に伴い出産育児一時金等の繰出金333万

3,000円の減が主なものとなります。

次に、34ページを御覧願います。

4目医療福祉費4,514万円の増額、マル補助成事業の医療扶助費4,400万円の増が主なものとなります。

次に、8目後期高齢者医療制度費1,585万8,000円の増は、18節負担金補助及び交付金の県広域連合共通経費負担金の確定見込みに伴い240万円の減額及び、ページを返していただきまして、35ページとなります。27節繰出金の後期高齢者健診事業繰出金1,721万8,000円の増額が主なものとなります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,964万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億9,695万1,000円とするものです。

次に、主な補正内容について、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、7ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,570万円の減は、被保険者数減少等により医療給付費現年度課税分の収入見込額2,700万円の減が主なものとなり

ます。

次に、4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金6,653万2,000円の増は、療養給付費と高額療養費の実績見込みにより普通交付金の7,300万円の増額と、ページを返していただきまして、8ページとなります。特別交付金646万8,000円の減額となるものです。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,420万5,000円の減は、保険基盤安定繰入れの実績見込みに伴い保険税軽減分748万円、保険者支援分442万8,000円の減額と、出産見込み人数減少により出産育児一時金繰入金333万4,000円の減額が主なものとなります。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政基金繰入金3,262万8,000円の増額は、歳入不足の補填のため、基金からの繰入金を増額するものです。

次に、歳出となります。

9ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,700万円の増額、療養給付費見込みに伴い増額するものです。

次に、10ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費4,600万円の増は、高額療養費見込みに伴い増額するものです。

次に、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金500万2,000円の減は、出産見込み人数減に伴い減額するものです。

次に、11ページをお開き願います。

5款2項保健事業費、2目生活習慣病予防対策事業342万6,000円の減は、各保健事業実績見込みより、委託金を減額するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,202万9,000円とするものです。

次に、主な補正内容について、事項別明細書に御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,825万8,000円の増は、後期高齢者健診事業繰入金1,721万8,000円の増が主なものとなります。

次に、6款諸収入、3項雑入、3目後期高齢者健診委託金2,566万3,000円の減は、一般会計の組替えにより委託金を減額するものです。

次に、歳出となります。

7ページをお開き願います。

4款1項保健事業費、1目後期高齢者健康診査費854万7,000円の減は、後期高齢者健康事業の実績見込みに伴い委託金845万8,000円の減額が主なものとなります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 07 分休憩

---

午後零時 08 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、繰越明許費の補正になります。

7ページを御覧ください。

第3表、繰越明許費補正、1追加の健康医療政策課所管分は下から4行目、4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業113万円でございます。これは、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間は令和6年3月31日までとなっており、委託料等の会計処理が出納整理期間中に完了しない見込みであるため、令和6年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にて説明いたします。

初めに、歳入でございます。

17ページを御覧願います。

上から5行目、15款国庫支出金、1項国庫負担金の2目衛生費国庫負担金、補正額14万5,000円の増は、1節保健衛生費負担金で、内容は新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

同じページの下段になります。

2項国庫補助金の3目衛生費国庫補助金、補正額851万4,000円の減のうち、健康医療政策課所管分は1節保健衛生費の補助金の母子保健衛生費国庫補助金（妊娠出産包括支援）23万2,000円の増で、産後ケア事業費の増加に伴い補正するものでございます。

次の母子保健衛生費国庫補助金（母子保健医療対策総合支援事業）17万4,000円の増は、生後1か月の乳児に対する健康診査の費用が新たに補助対象となったことに伴い計上するものでございます。

ページをおめくりいただき、18ページ1行目になります。

母子保健対策強化事業補助金26万2,000円の増は、歯科検診に使用する滅菌処理機が国庫補助の交付決定を受けたことにより計上するものでございます。

歳入は以上になります。

続きまして、歳出になります。

36ページを御覧願います。

下段になります。4款衛生費、1保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額2,230万2,000円の減のうち、健康医療政策課所管分は、ページをおめくりいただき、37ページ、上から6行目になります。18節負担金補助及び交付金1,715万2,000円の減で、市立病院事業費用を負担する休日・夜間診療運営負担金及び不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図る生殖補助医療費等補助金、次の新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用とした医療機関等への物価高騰に対する支援補助金は、事業実績の見込み等によりまして減額補正するものでございます。

続きまして、2目予防費補正額6,813万3,000円の減は、12節委託料6,667万8,000円の減で、出生数の減少等による予防接種の減や風疹抗体検査の実績見込みの減、また検診ウェブシステム予約利用者数の増加により補正するものでございます。

18節負担金補助及び交付金160万円の減は、HPVワクチン任意接種補助金の交付実績の見込みによりまして補正するものでございます。

次の19節扶助費14万5,000円の増は、予防接種健康被害給付金で、新型コロナワクチンの副反応による健康被害が国に認定され、給付額が決定したことにより補正するものでございます。

続きまして、3目母子衛生費、補正額1,011万円の減は、11節役務費11万円の減、及び12節委託料500万円の減で、出生数の減少に伴う妊産婦や乳児の健康診断の見込み数の減により補正するものでございます。また、18節負担金補助及び交付金500万円の減は、出産・子育てを応援するための経済的支援について、実績見込みによりまして補正するものでございます。

続きまして、38ページを御覧願います。

同じく6目保健センター管理費、補正額181万4,000円の減は、10節需用費、看板等の修繕料の増及び18節負担金補助及び交付金、地域医療センターの施設管理における行政棟分の電気代等の実績見込みの減によりまして補正するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の補正でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 1点だけ、37ページの予防接種の被害給付金14万5,000円、これコロナの予防接種で何かどういう、どういうことだかちょっと、どういう状態になったか教えてください。

○坂本委員長 感染対策室長佐伯優子君。

○佐伯感染対策室長 経緯等につきましてお話しさせていただきます。

市内在住の50代の方なのですけれども、令和5年1月末に4回目の接種をした後に発熱と頭痛等の症状が出現いたしまして、その後、医療機関のほうに受診いたしました。症状のほうは2週間ぐらいで落ち着いたのですけれども、5月にその申請をされたという経緯でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 この今言ったこの50代の方というのは、これはもう間違いなく予防接種が原因ということだということなのですか。

○坂本委員長 佐伯室長。

○佐伯感染対策室長 国のほうの審査では認められたということになりますので、原因かと思えます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 1人なのでしょうけれども、ほかにもそんな方なんていうのは、言ってこないのですか。大丈夫ですか。例えば、私も具合悪くなっちゃったとか何とかだというようなことです。

○坂本委員長 佐伯室長。

○佐伯感染対策室長 現在までに、この方は2例目でございます。

○村上寿之委員 終わりですよ。終わりだからいい、大変です。お疲れさまです。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の皆さんは御退席くださいませ。お疲れさまでした。

それでは、以上で教育福祉委員会に付託になりました補正予算の審査は終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、本日の本会議で御報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長、副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議ありませんので、一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

長い時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後零時17分閉会